

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K18239

研究課題名（和文）国際的な官民連携による先端科学技術ガバナンスの研究：ナノテクノロジー分野を事例に

研究課題名（英文）Global and transnational governance and their law systems centered on public private partnership of advanced science and technology

研究代表者

川村 仁子（KAWAMURA, Satoko）

立命館大学・国際関係学部・准教授

研究者番号：40632716

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、官民連携(Public Private Partnership:P3)による先端科学・技術分野のトランスナショナルなガバナンスの可能性と課題を、理論的および法・制度的側面から明らかにした。先端科学・技術のガバナンスでは、研究・開発を促進とリスク管理の両立と予想を超える被害に備えるための国際的な制度をいかに形成するかが重要となる。本研究では、当該分野のP3の事例分析および国際公役務（International Public Service）の理論的分析を行なうことで、国際公役務としてのP3によるトランスナショナルな先端科学・技術ガバナンスの有効性を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、国家や国際機構によるガバナンスが追いつかない分野、特に日本が得意とする先端科学・技術分野を管理・規制するための理論・制度を確立する足がかりとなりうる。本研究が先端科学・技術の研究・開発を妨げない新たな形でのガバナンス・モデルを提示することで、自然科学と社会科学の双方に貢献することが期待される。また、研究の過程で作成する宇宙開発およびナノテクノロジーと社会との関係に関するデータは、工学、法学、政治学、国際関係論、社会学など幅広い分野の研究に利用でき、それらの発展を支える。

研究成果の概要（英文）： This project explored the possibility of global and transnational governance centered on public private partnership (P3) of advanced science & technology so as to establish the equitable institutions and norms concerning system of responsibility including risk management from the theoretical, normative and institutional perspectives.

This project analyzed P3 in this fields, which is a cooperation between the public and private sector, aimed at providing services or infrastructures normally provided by the public sector, in the advanced international technological and cooperative enterprises. This project also researched the governance of advanced science & technology in response to both foreseeable and unexpected risks. This project focused on the prevention principle, the follow-up obligation and the precautionary principle. As a result, it is clear that these principles are essential to the establishment of new institutions and norms corresponding to associated issues.

研究分野：国際関係学、国際関係法

キーワード：科学・技術ガバナンス グローバル法 官民連携 ナノテクノロジー 宇宙法 AI トランスナショナル・ガバナンス グローバル・ガバナンス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者はこれまで、非国家主体による自主規制(特に先端科学・技術分野のもの)を分析することで、それらの法規範性の検討および国際法規範の重層化に関する研究を行ってきた。その結果、本研究の開始当初において以下のことが明らかになっていた。

- (1) グローバルな領域での国際的法規範は、伝統的な国際法、官民連携による国際法、非国家主体(企業、専門、NGOs など)の自主規制規(グローバル法)の三層構造となっている。
- (2) 高度に専門的で変化が著しいために実定法が未整備な分野(経済、情報通信、先端科学・技術など)では、公的な法や制度の整備が追い付かず、非国家主体による自主規制の役割が重要となっている。しかし、国家ではない主体による自主規制は、場当たりの、合目的的に形成されることが多く、また、作成過程の民主的要素の欠缺や恣意性、実効性への疑問などを理由に、法規範としての不完全さが指摘され、法規範としての正統性をいかにして得ることができるかという課題を常に抱えている。
- (3) 非国家主体による自主規制が正統性を得るためには、①作成過程に民主的要素を取り込む、②国家や国際機構による公的な法規範や制度として採用される、③その作成過程と自主規制への異議申し立てに対する審査のための手続を設ける、などが必要となる。特に②のように非国家主体が国家、国際機構と連携して開発・管理を行う**官民連携(Public Private Partnership: 以下P<sup>3</sup>)**は、官民ともに管理だけではなく開発のためのコストとリスクを分担できるという利点があり、高度に専門的な先端科学・技術分野の持続可能な発展のためのガバナンスに適していると考えられる。

先端科学・技術は、人類の抱える問題を解決する手段となりうる一方で、直接的・間接的に人間や社会の安全を脅かす存在となりうるという両義性をもつ。特に、分子や原子のスケールを操るナノテクノロジーのように、先端科学・技術にはすでに多くの分野で利用されているにもかかわらず、それ自体の自然環境や人体、社会へのリスクについては未確定の要素が多い。このような先端科学・技術のガバナンスの課題は、大きく分けると二つある。一つは、開発を妨げずにいかにしてリスク管理を行うかということである。もう一つは、予想を超えた規模と範囲で起こりうる深刻な被害への対応は一研究機関や一カ国では手に負えないため、研究機関、国家、国際機構での協力が必須となり、その連携をいかに構築するかということである。

## 2. 研究の目的

以上のような背景から、本研究の目的はP<sup>3</sup>による先端科学・技術分野のトランスナショナルなガバナンスの可能性を理論的・制度的側面から検討することであった。具体的には以下の点を明らかにすることを目指した。

- (1) P<sup>3</sup>とはどのようなものか? : 先端科学・技術分野のP<sup>3</sup>に関する資料を収集し、①P<sup>3</sup>の定義、②既存のガバナンスとの比較、③成功・失敗の条件を分析する。そのさい、他の分野に先駆けてP<sup>3</sup>の試みが行われてきた宇宙開発分野の先例を中心に分析する。
- (2) P<sup>3</sup>の理念としての国際公務(International Public Services)概念の理論的分析 : P<sup>3</sup>が提供する国際公務がどのような概念であり、P<sup>3</sup>のさいにどのような役割を果たしているかを理論的・制度的側面から明らかにする。
- (3) P<sup>3</sup>に基づくトランスナショナル・ガバナンスがナノテクノロジーやその他の先端科学技術ガバナンスにおいても適しているか否か? : すでにP<sup>3</sup>を法制度化しているEUの事例を中心に検討する。

## 3. 研究の方法

上記の課題に取り組むため、先端科学・技術分野のP<sup>3</sup>および非国家主体の自主規制を中心としたトランスナショナル・ガバナンスを理論・制度双方の側面から分析し、また、事例分析を併用することで本研究の実証性を高めることを目指した。

具体的な方法としては、(1) 研究機関、専門家NGOs、先端科学・技術関連の企業、シンクタンク、国内外の先端科学・技術担当省、国際機構などで、先端科学・技術分野における国内外の非国家主体による自主規制を中心としたP<sup>3</sup>に関する資料の収集およびインタビュー調査を行い、それらの理論的・制度的分析を行った。そのさい、これまでの研究に引き続きオートポイエーシス理論を方法論として用いた。同時に(2) 研究者や諸機関と議論を重ね、得られた知見を学術論文、学会報告および出版のかたちで国内外に発信した。

## 4. 研究成果

### (1) P<sup>3</sup>とはどのようなものか：先端科学・技術分野におけるP<sup>3</sup>の事例分析

主にナノテクノロジー、宇宙技術、AI 分野における事例を分析対象とした。国際的なP<sup>3</sup>は、国家や公的機関だけではなく、民間機関を含めたグローバルな協力体制が必要となるプロジェクトやガバナンスにおいて形成される。例えばEU では、EUFT 第 187 条に基づく共同事業としてP<sup>3</sup>は制度化され、「公共契約または許可を実施する混合資本の事業体の設立をとまなう官民主体間の協力」と認識されている。P<sup>3</sup>の原動力は生産的効率と配分的効率の好ましい組み合わせを提供し、公共機関と民間機関の相対的な強みとメリットを適切に利用することである。P<sup>3</sup>では、全ての参加機関が平等の義務を負うわけではない。これは、参加機関が共通の目的と独自の目的を持ち、パートナーシップのルールによって小規模な参加機関の利益を保証することで、民間機関の参加を促すためのメカニズムである。P<sup>3</sup>はノウハウや技術、権限をもつ民間機関をガバナンスに取り込む方法として適しており、また、民間機関にとっても資金獲得と責任やリスクの分担というメリットがある。そのため、P<sup>3</sup>は先端科学・技術ガバナンスの分野での研究開発の促進とリスク管理を含む責任の分担を行う枠組みとしての可能性を有していると言える。

### (2) 国際公役務(International Public Service)の理論的分析

また、国際的なP<sup>3</sup>は、国際公役務を提供する目的で実施される。公役務とは、ローマ・ゲルマン法体系の公法・行政学に見られる概念で、一般的な利益の必要を満たすために公共団体によって引き受けられた、理念を核とする活動であり、① 秩序の確立および維持並びに民間活動の規制を目的とするもの、② 社会的および衛生的な保護を目的とするもの、③ 教育的、文化的使命をもつもの、④ 経済的性格のものに分類される。これらは国家によって提供されるものだけではなく、民間あるいはP<sup>3</sup>によって提供される。国際公役務とは、この国内法上の概念を国際社会に応用したものであり、人類の福祉と安寧という理念を達成することを目的として、共同利益の実現を通じ、複数の国家により直接的にまたは国際機構その他の民間機関を含む制度を通じて間接的に実施・管理される活動である。国内行政法と同様に、国際公役務に適用される原則は、1) 平等原則(国家間の法の下での平等に基づき、実質的平等を保障するための補償的不平等原則も含まれる)、2) 継続性の原則(国家または国際機構の継続性とこれらの公権力の規則的な機能に基づき、国際公役務の性質に鑑みて当該公役務が安定して提供されねばならないことを意味する)、3) 適応原則(共同利益は進歩することを前提として、国際公役務に関して生ずるまたは影響する法的、経済的、技術的種類の全ての変更公役務を適応させる必要を生じさせる)である。国際社会は、国家間、民間機関の間および国家と民間機関の入り組んだ関係から成るシステムであるため、一つの社会ではなく無数の国際社会として存在し、その各々に共同利益がある。国際社会において何が共同利益なのかを判定するのは主に複数の国家あるいは国際機構となる。

### (3) P<sup>3</sup>による先端科学・技術分野のトランスナショナル・ガバナンスの可能性と課題の検討

(1)、(2)の研究成果をもとに、先端科学・技術分野のガバナンスの課題と、P<sup>3</sup>による先端科学・技術分野のトランスナショナル・ガバナンスの可能性について以下の点が明らかになった。

#### ① 対象となる先端科学・技術の定義の必要性和既存の法・制度による対応

先端科学・技術のガバナンスにおいて重要となるのは、規制の対象となる技術の定義である。なぜならば、対象となる先端科学・技術のガバナンスが既存の法や制度で対応することができるかどうか、できないのであれば既存の法や制度と齟齬のない形でどのようなガバナンスが必要かを判断しなければならないからである。しかし、新たな科学・技術に対して既存の法や制度の枠内で対応できることには限界がある。その場合、対象となる先端科学・技術の新たな管理システムが必要となる。他方で、新たな科学・技術のリスクへの懸念はあるもののそれが科学的な確証を得るに至っていない場合、対象を規制することは開発を阻害することにもなりかねない。

#### ② 先端科学・技術の新たなガバナンスに向けて

先端科学・技術のガバナンスでは、そのリスクについて現時点で科学的な確証が得られていないものもあるため、リスクをどのように評価するかによって、いくつかの段階を踏まえ実施する必要がある。まず、先端科学・技術の研究・開発には、大規模かつ多額の費用がかかる。特に初期の段階では国家あるいはEU 圏であればEU が研究費を助成することで研究・開発が行われ、一定程度の研究成果が得られたのちに成果の商業化の段階に移行する。これらは国家の公的機関や研究機関だけでなく、民間機関との間でのP<sup>3</sup>のもとでプロジェクトが実施される。P<sup>3</sup>は技術の研究・開発や製品化および市場の開拓といったことを主な目的として提携される。その後、商業化が確立されることによって、当該技術を用いた民間のみによる商業活動も実施されるよう

になる。このような、先端科学・技術の研究・開発の初期段階は、国家の助成のもと実施されることが多く、対象となる先端科学・技術のリスクの評価や管理は、助成のための研究計画に対する倫理的な評価および研究費の支出の可否によって行われる(例えばEUのHorizon)。

先端科学・技術の実用化および商業化の段階では、対象となる先端科学・技術のリスクをどのように評価・管理するかについて3つの原則が想定される。1つ目は防止原則(Prevention Principle)：対象となる科学・技術のリスクが科学的に証明されており、リスクの存在が経験的に十分認知されていると評価できる場合、そのリスクが起こりうることを排除することが義務付けられる原則、2つ目は監督的追跡の義務(Obligation de Suivi, Follow-up Obligation)：対象となる科学・技術の発展を考慮し、商業化後も継続してその安全性を確保するための経過観察を義務付ける原則、3つ目が予防原則(Precautionary Principle)：未だに科学的には証明されていないリスクではあるが、現在または将来世代の健康および、安全または環境にとって重大なリスクを及ぼしうると予見される場合、合理的に推測しうる活動に関する決定を講じなければならない原則である。

加えて、実用化・商業化のさいに重要となるのが、損害が生じた際に誰が責任を負うのかということである。先端科学・技術のリスクは、生じる可能性が低くとも一度発生すると人体あるいは生態系、社会に大規模な損害を与える。これは環境汚染や宇宙活動などでの事故にも言えることであり、一般的にこのような場合の責任は、1972年のOECD「環境政策の国際経済的側面に関する指導原則」で採用された、汚染者負担の原則が取られる。その責任については、例えば宇宙損害責任条約では、過失の有無にかかわらず損害の原因となった製品を製造・販売した企業が責任を負う危険責任が適用されている。危険責任の理論は、高度な専門的知識を有した汚染者が損害の科学的不確実性を主張するのに対して、リスクと立証不可能性にさらされる被害者のための立証義務の軽減を目的としている。一方、予防原則における予防責任は、予防することへの過失に対して責任を負わせることを目的とする。ここでの過失とは、予防措置を怠っていたことを指す。そこには、当該技術のリスクの通知も含まれる(例えば、EUのeNanoMapper)。したがって、予防責任は、汚染者に対して予防の措置をとっていたことの証明を求めるにとどまる。そして、予防措置が(例えそれが正当化されようとも)損害を発生させた企業の利益に重大な侵害をもたらし得るからには、それらを管理する国内行政の責任に発展する可能性がある。

### ③P<sup>3</sup>による先端科学・技術分野のトランスナショナル・ガバナンスの可能性

先端科学・技術は人類全体に関わるリスクを孕んでおり、また、研究・開発は大規模かつ多国間におよび、関係国も複雑化している。さらに、技術の軍民両用の問題や、先進国と途上国との間の利益の公平な配分への配慮の観点からも、国際公役務としてのトランスナショナルな先端科学・技術ガバナンスが必要とされる。そのさい、P<sup>3</sup>の枠組みを効果的に利用することで、先端科学・技術の研究・開発を妨げずにそれらを管理できる可能性がある。例えばEU Horizonのような助成プログラムでは、参加する研究者や企業、研究機関は必然的にHorizonの政策や倫理の方針に基づく行動規範に従うことを約束せねばならない。また、EU圏以外の研究者や企業、研究機関の参加を認めることによって、EUの方針や規範をEU圏以外の参加者・機関にも適用することになり、科学・技術ガバナンスの分野でのEUのイニシアチブを高めている。さらには、科学・技術ガバナンスが未成熟な国の状況を改善する契機となることも期待できる。一方、参加者や参加機関にとっては、研究費の獲得や責任およびリスクの分担に加え、国際的な研究機関や大学、企業などとのネットワークや情報チャンネルを広げる契機となり、また、自国にない実験機器やデータベースへのアクセスおよび自国では認められていない実験を他国において実施する機会をえられることなどが参加する動機となる。

ただし、P<sup>3</sup>の枠組みを用いたガバナンスには課題もある。1)研究・開発の管理・規制のためには、対象となるプロジェクトの申請時のリスク評価だけでは不十分であり、監督的追跡の義務に基づいて、データベースへの登録や、研究途中および研究終了時の評価に加え、成果を得てから何年かたった後にも評価を行うことが必要である。2)今後はバイオテクノロジーだけでなく、多様な分野の研究を対象としたリスク評価項目を作成する必要がある(民間主導で行われている規格や規範を参考にすることができる)。3)科学・技術そのものを軍事利用と民間利用に区別することは困難である。重要なのは、それをいかに利用し管理するかというガバナンスの指針である。

今後、国境を越えたP<sup>3</sup>を可能とするような、トランスナショナルな先端科学・技術のガバナンスのための制度形成が求められる。そのさい、対象となる科学・技術を私たちの社会がいかに受容していくかといった課題や、これまでの人類の長い歴史において築き上げられてきた人間や社会の価値の問題に踏み込まざるを得ない。それゆえ、先端科学・技術に対する人文・社会科学の議論がより一層重要となる。人間と科学・技術の未来を考える時、科学・技術の発展は人類の福祉と安寧のための手段であり、目的ではないということをお忘れはならない。

【参考文献】川村仁子、龍澤邦彦著『グローバル秩序論：国境を越えた思想・制度・規範の共鳴』晃洋書房、2022年。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 川村仁子	4. 巻 34巻1号
2. 論文標題 先端科学・技術の研究・開発とリスク管理の両立のためのガバナンス：EU での試みを事例に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『立命館国際研究』	6. 最初と最後の頁 pp.1-25.
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川村仁子	4. 巻 -
2. 論文標題 先端科学・技術のガバナンスー研究・開発のためのリスク管理の枠組みー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本国際政治学会2020年度研究大会報告論文オンライン	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村 仁子	4. 巻 31巻4号
2. 論文標題 大量破壊兵器を用いた「テロリズム」に対するグローバル・ガバナンスの試み：科学・技術ガバナンスの視座から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 立命館国際研究	6. 最初と最後の頁 pp.125-140.
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川村 仁子	4. 巻 50
2. 論文標題 A Iロボットをめぐるグローバル・ガバナンスの現状と今後の展望：EUを事例として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計20件(うち招待講演 2件/うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Satoko KAWAMURA
2. 発表標題 The Governance of Science and Technology, and International Cooperation
3. 学会等名 International Symposium "The Governance of Science and Technology, and International Cooperation" (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Satoko KAWAMURA
2. 発表標題 Science, Technology and International Society
3. 学会等名 International Workshop for Younger Researchers: "Science, Technology and International Society" (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 グローバル・リスクとしての科学技術
3. 学会等名 立命館大学人文研助成プログラム 第2回グローバル・リスク研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Satoko KAWAMURA
2. 発表標題 Introduce Ritsumeikan University, College of International Relations, and my Career and Research
3. 学会等名 Roundtable 1 Exploration of Academic Collaborations between Kazakhstan and Japan(国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 先端科学・技術のガバナンスー研究・開発とリスク管理の両立のためにー
3. 学会等名 立命館土曜講座
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川村仁子
2. 発表標題 先端科学・技術のガバナンスー研究と・開発とリスク管理の両立のためにー
3. 学会等名 学会等名：常葉大学「地域文化論」（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川村 仁子、龍澤 邦彦
2. 発表標題 グローバル秩序論 ー国境を越えた 思想・制度・規範の共鳴
3. 学会等名 立命館大学人文研助成プログラム 第1回グローバル・リスク研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Satoko KAWAMURA
2. 発表標題 Governance of Nanotechnology in EU
3. 学会等名 Governance of Advanced Technology: PPP in EU
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川村仁子
2. 発表標題 先端科学・技術のガバナンスー研究・開発のためのリスク管理の枠組みー
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 先端科学・技術のグローバル・ガヴァナンス：開発とリスク管理の観点から
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 社会の変容と規範論
3. 学会等名 社会の変容と規範論研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 オリンピック・パラリンピックを支えるグローバル・スポーツ法
3. 学会等名 立命館大 土曜講座（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 グローバル化論 思想からのアスペクト
3. 学会等名 『よくわかる グローバリゼーション論』研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 自由民主政の体制原理の再検討：ローカル、リージョナル、グローバルな視点からの国民国家の理論と動態の考察
3. 学会等名 立命館大学人文科学研究所助成プログラム「自由民主政の体制原理」研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 拡散する暴力：大量破壊兵器の脅威とグローバル・ガバナンス
3. 学会等名 越境暴力研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 ロボットをめぐる国際的なガバナンス：EUを事例として
3. 学会等名 憲法学会第118回総会・研究集会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 オートバイエーシス理論と国際関係
3. 学会等名 龍谷大学社会科学研究所アフリカ研究センター研究会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 Nationalism and Democracy in the Age of Globalization
3. 学会等名 立命館大学人文科学研究所・社会統合の比較分析研究会2017年度国際シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 川村 仁子
2. 発表標題 Advanced Technology and International Relations
3. 学会等名 科研費若手研究B2017年度国際シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 川村 仁子, Prof. Dr. Charles Woolfson
2. 発表標題 The Contradictory Implications of Brexit for the Future of European Integration
3. 学会等名 立命館大学人文科学研究所・社会統合の比較分析研究会2017年度講演会（国際学会）
4. 発表年 2017年

## 〔図書〕 計2件

1. 著者名 川村仁子、龍澤邦彦	4. 発行年 2022年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 314
3. 書名 グローバル秩序論：国境を越えた思想・制度・規範の共鳴	

1. 著者名 足立研幾、板木雅彦、白戸圭一、鳥山純子、南野泰義編（川村仁子）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 312
3. 書名 プライマリー国際関係学	

## 〔産業財産権〕

## 〔その他〕

<ul style="list-style-type: none"> <li>・川村 仁子 書評「商業精神（Handelsgeist）のゆくえ」『季刊・現代の理論』2022年2月、&lt;<a href="http://gendainoriron.jp/vol.29/review/kawamura.php#1">http://gendainoriron.jp/vol.29/review/kawamura.php#1</a>&gt;。</li> <li>・川村 仁子 新聞記事「世界初のAI規制法案」公明新聞2021年5月21日。</li> </ul>
---

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	龍澤 邦彦  (TATSUZAWA Kunihiko)  (40255162)	立命館大学・国際関係学部・教授    (34315)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	オースターリンク ルネ  (Oosterlinck Rene)	Consultant, Professor	European Space Agency, Universit&#233; de Gand
研究協力者	メネガーツィ シルビア  (Menegazzi Silvia)	Department of Political Science・Lecturer	LUISS University
研究協力者	溝尻 瑞枝  (MIZOSHIRI Mizue)  (70586594)	長岡技術科学大学・工学研究科・准教授   (13102)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計4件

国際研究集会 International Symposium: The Governance of Science and Technology, and International Cooperation	開催年 2023年～2023年
国際研究集会 International Workshop for Younger Researchers: Science, Technology and International Society	開催年 2023年～2023年
国際研究集会 Governance of Advanced Technology: PPP in EU	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 Advanced Technology and International Relations	開催年 2017年～2017年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
イタリア	LUISS University			
カザフスタン	Al-Farabi Kazakh National University			
フランス	European Space Agency			